

(参 考)

壬生野地域 まちづくり協議会規約

壬生野地域まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名称及び所在地)

- 第1条 この会は、壬生野地域まちづくり協議会(以下『協議会』という)と称する。
2. この協議会の事務局は、伊賀市川東1659-5番地 壬生野福祉ふれあいセンター内に置くものとする。

(目 的)

- 第2条 協議会は、壬生野地域を広域的コミュニティ範疇と捉え、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という、市民が主役の地域コミュニティの創造を目標に掲げ、様々な地域課題を解決していくために『壬生野地域まちづくり計画』を策定し、地域住民が一体となった『住みよいまちづくり』を実践することを目的とする。

(事 業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成する為、『壬生野地域まちづくり計画』に基づき次の事項について協議し、まちづくり事業の推進を図る。
- (1) 壬生野地域の総合的施策に関する事項。
 - (2) 市・行政施策との協働による事業に関する事項。
 - (3) 人権啓発、環境保全、健康づくり、地域福祉、産業振興、青少年育成、文化活動、地域スポーツ及び地域活性化推進事業に関する事項。
 - (4) 壬生野地域内、諸団体との連携・事業調整に関する事項。
 - (5) 壬生野地域まちづくり協議会事務所の管理運営に関する事項。
 - (6) その他目的達成に必要な事項。

(組 織)

- 第4条 協議会は壬生野地域に在住、在勤する全ての市民をもって組織する。

(個人情報保護)

- 第5条 個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い目的以外に利用してはならない。

第2章 機 関

(機 関)

- 第6条 この協議会に、次の機関を置く。
- (1) 総 会
 - (2) 運 営 委 員 会
 - (3) 専 門 委 員 会
 - (4) 実 行 委 員 会
 - (5) 役 員 会
 - (6) 公 聴 会

(総 会)

- 第7条 総会は、協議会の最高議決機関であって、第13条第1項に定める役員及び第14条第1項に定める全委員をもって構成する。
2. 定期総会は、原則として年1回(4月)会長が招集し、地域の総意に基づいた事業計画・事業予算・協議会規約・地域まちづくり計画等について審議するものとする。
 3. 臨時総会は運営委員の過半数の要求があったとき会長が臨時総会を招集しなければならない。
 4. 総会の議長は構成委員の中から選出する。
 5. 総会は構成委員の3分の2以上の出席(委任状含む)により成立する。
 6. 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営委員会)

- 第8条 運営委員会は第13条第1項に定める役員及び第14条第1項に定める運営委員をもって構成する。
2. 運営委員会は、協議会の企画運営、地域住民への啓蒙啓発並びに専門委員会の提案事項、事業計画・予算の流用等について審議するものとする。
 3. 運営委員会は会長が招集するものとし、必要に応じて第14条第1項に定めるまちづくり委員を加えることができるものとする。

(専門委員会)

- 第9条 専門委員会は第14条第1項に定めるまちづくり委員をもって構成する。
2. 専門委員会は総会の定めにより下記のとおり構成するものとし地域まちづくり計画の策定・変更並びにまちづくり事業の企画実践にあたる。
 - (1) 人権・同和専門委員会
 - (2) 健康・福祉専門委員会
 - (3) 生活・環境専門委員会
 - (4) 教育・文化専門委員会
 - (5) 産業・交流専門委員会
 - (6) その他総会で定める専門委員会
 3. 前項の専門委員会を円滑に運営させるため、各専門委員会に委員長・副委員長及び書記を置くこととし、その選出方法は委員の互選によるものとする。
 4. 各専門委員会には、会長の指示によりまちづくり委員のほか協議会運営委員、地域振興プロジェクトチーム(行政職員)を適宜参画させることができる。

(実行委員会)

- 第10条 実行委員会は第14条第1項に定めるまちづくり委員及び一般公募による委員のほか各種地域活動団体と連携して構成する。尚、一般公募については市民の参画を促進するため、委員数の上限を定めず定期的に委員を募るものとする。
2. 実行委員会は運営委員会の定めにより下記のとおり構成するものとし、まちづくり協議会が主催する事業の実践にあたる。
 - (1) 広報公聴実行委員会
 - (2) 窓口運営実行委員会

- (3) 地域防犯実行委員会
 - (4) 地域イベント実行委員会
 - (5) 人権研修実行委員会
 - (6) 地域防災実行委員会
 - (7) その他運営委員会で定める実行委員会
3. 前項の実行委員会を円滑に運営させるため、各実行委員会に委員長及び事務局を置く。その選出方法は互選とし、運営委員会の承認を得ることとする。

(役員会)

第11条 役員会は正副会長、事務局長、事務局次長、会計、幹事及び会長が必要と認められた者で構成し、会長が適宜会議を招集し主宰する。

(公聴会)

第12条 公聴会は、全ての市民を対象とし必要に応じて開催するものとする。但し議決権は持たないものとする。

2. 公聴会は、地域のニーズを協議会活動に反映させると同時に地域のコミュニティを活性化させることを目的とする。

第3章 役員及び委員

(役員)

第13条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 幹事 若干名

- 2. 役員の選出は第14条第1項の運営委員の中から選考委員が推薦し、総会の承認を得るものとする。
- 3. 協議会の運営をより円滑化するため細則に定める相談役を置くことができる。

(委員)

第14条 協議会に次の委員を置く。

- (1) 運営委員
- (2) まちづくり委員
- (3) 選考委員
- (4) 会計監査委員

- 2. 運営委員及び会計監査委員は、壬生野地域の区長（若しくは代表者）及び、地域活動を実践する各種団体等から選考委員が推薦したものとする。
- 3. まちづくり委員は、一般公募及び選考委員の推薦によるものとする。
- 4. 選考委員は壬生野地域の区長（若しくは代表者）とする。
- 5. 第1項の委員数については細則にこれを定める。

(役員の仕事)

第 15 条 役員の仕事は次のとおり定める。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の事務全般を統括し運営委員会の連絡調整を図る。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐するとともに協議会会議の書記にあたる。
- (5) 会計は、協議会の会計事務にあたる。
- (6) 幹事は、協議会会務の運営にあたる。

(委員の仕事)

第 16 条 委員の仕事は次のとおり定める。

- (1) 運営委員は、協議会を総括的に企画運営し地域住民への啓蒙啓発に努める。
- (2) まちづくり委員は、専門委員会及び実行委員会に属しまちづくり事業の企画実践にあたる。
- (3) 会計監査委員は、協議会会計の監査にあたる。

(任 期)

第 17 条 役員及び委員の任期は定期総会から定期総会までの 1 年間とし再選を妨げない。但し協議会の活性化のため同一役職は原則として 3 年を限度とする。

2. 年度途中において欠員が生じた場合は、会長は役員会・運営委員会の議を経て後任者を補職する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 会計及び会計監査

(会 計)

第 18 条 この協議会の経費は、補助金、諸収入及びその他の収入をもって充当する。

2. この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会 計 監 査)

第 19 条 この協議会の会計監査は、会計帳簿及び収入支出の状況を監査し、総会に報告するものとする。

附 則

1. この規約は、平成 16 年 1 月 23 日から施行する
2. この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の賛同を得なければならない。
3. この規約に定めのない事項については、会長は運営委員会に諮り運営委員の承認を得なければならない。

改 正 平成 17 年 3 月 28 日
一部改正 平成 17 年 6 月 10 日
一部改正 平成 18 年 4 月 24 日

壬生野地域まちづくり協議会運営細則

【委員選出規程】

(委員数)

第1条 第14条第1項の委員選出基準及び委員数については次のとおりとする。

名称	選出基準	定数
(1) 運営委員 (兼選考委員)	山畑区長、川東区長、川西区長、西之澤区長 希望ヶ丘区長、川西青葉台区長、春日丘区長 山岸会代表	8名
(2) 運営委員 (推薦による)	山畑区2名、川東区2名、川西区2名 西之澤区2名、希望ヶ丘区4名、 川西青葉台区1名、春日丘区1名 山岸会1名	15名
(3) まちづくり委員 (推薦による)	山畑区7名、川東区6名、川西区5名 西之澤区4名、希望ヶ丘区10名 川西青葉台区3名、春日丘区2名 山岸会2名、各種団体10名以内	49名以内
(4) まちづくり委員 (公募による)	18歳以上で壬生野地域在住の方	10名以内
(5) 会計監査委員 (推薦による)	18歳以上で壬生野地域在住の方	2名
計		74～84名

※但し、推薦による委員の選出にあたっては、年齢、性別などに配慮するものとする。

(幹事)

第2条 第13条第1項の(6)幹事は、壬生野地域の区長若しくは代表者とする。

(相談役)

第3条 第13条第3項の相談役は、市議会議員、学識経験者等とする。

(実行委員)

第4条 第10条第1項の実行委員は、一般公募等により運営委員会が選考する。

【会議召集規程】

(役員会)

第1条 第11条の役員会開催については協議内容により次のとおり会議を区分する。

区 分	事 項	召集範囲
三 役 会 議	緊急事項の処理に関する会議	会長・副会長・事務局長
事 務 局 会 議	事務局の運営に関する会議	会長・副会長・事務局長 事務局次長・会計
連絡調整会議	地域の連絡・連携を要する会議	会長・副会長・事務局長 事務局次長・会計・幹事

(運営委員会)

第2条 第8条の運営委員会開催については協議内容により次のとおり会議を区分する。

区 分	事 項	召集範囲
企 画 会 議	協議会の企画運営に関する会議	運営委員
事業調整会議	協議会事業の調整にかかる会議	運営委員・各委員会委員長

【会計管理規程】

(交付金使途の制限)

第1条 住民自治協議会支援交付金の使途については、別途伊賀市が定める判定基準により支出を管理するものとする。

(旅費の支出)

第2条 旅費の支出費目は、日当・交通費・宿泊費としその額は市規程に準ずる。但し実支出額が市規程の額を下回る場合はその額とする。また食事代は日当に含むものとする。

(拠点施設活動基金の設置)

第3条 壬生野地域まちづくり協議会における拠点整備及び事業活動予算を平準化するため、拠点施設活動基金を設置する。

(拠点施設活動基金の運用)

第4条 この基金は、会計運営上必要と認めた場合に会長が役員会の承認を得て運用することができる。

【細則の変更】

この細則の変更は、運営委員会の承認により決する。